

## 評価基準

評価項目		評価基準	配点
1. 統括管理責任者の能力	統括管理責任者の業務実績	本業務に選任する統括管理責任者は、責任者として十分な業務実績を有しているか。 なお、統括業務とは、設備管理業務、警備業務及び清掃業務を統括的に管理する業務のことをいう。 契約書の写し及び実施体制の写し等の実績が確認できる書類を提出してください。 ※履行中の契約についても令和8年1月21日時点で年数を満たせば実績とみなす。	統括業務の実務経験年数が15年以上 10点
		統括業務の実務経験年数が10年以上15年未満 5点	
		統括業務の実務経験年数が5年以上10年未満 0点	
	本業務に選任する統括管理責任者は、本業務と同様の業務実績を有しているか。 なお、統括業務とは、設備管理業務、警備業務及び清掃業務を統括的に管理する業務のことをいう。 契約書の写し及び図面の写し等の実績が確認できる書類を提出してください。 ※履行中の契約についても令和8年1月21日時点で年数を満たせば実績とみなす。 ※国、地方公共団体等には、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人を含む。	平成27年4月1日以降で1年以上の間、国又は地方公共団体等の建物の統括業務で、1棟当たりの延床面積が56,318m <sup>2</sup> 以上を1年以上経験 10点	
		平成27年4月1日以降で1年以上の間、国又は地方公共団体等の建物の統括業務で、1棟当たりの延床面積が28,159m <sup>2</sup> 以上を1年以上経験 5点	
		実績なし 0点	
2. 実施体制	企業の業務実績	本業務を実施するうえで、本業務と同様の業務実績を有しているか。 総合管理業務とは、設備管理業務、警備業務及び清掃業務を一元的に実施する業務のことをいう。 契約書の写し及び図面の写し等の実績が確認できる書類を提出してください。 ※履行中の契約についても令和8年1月21日時点で年数を満たせば実績とみなす。 ※国、地方公共団体等には、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人を含む。	平成27年4月1日以降で1年以上の間、国又は地方公共団体等の建物の総合管理業務で、1棟当たりの延床面積が56,318m <sup>2</sup> 以上を元請で受注し、履行した実績を有すること。 10点
		平成27年4月1日以降で1年以上の間、国又は地方公共団体等の建物の総合管理業務で、1棟当たりの延床面積が28,159m <sup>2</sup> 以上を元請で受注し、履行した実績を有すること。 5点	
		実績なし 0点	
	業務実施体制	令和8年5月29日からトラブルなく本業務を開始するにあたって、どのように計画・準備するか。 また、どのような体制で業務にあたるか。	20点
		各業務間の連携をどのように図り、一体的な庁舎管理となるようどのような管理体制・手法をとるか。	20点
		施設や設備等に不具合が生じた際、また、火災及び災害等が発生した際の緊急対応はどのようにするか。 例えば、ゲリラ豪雨によって雨漏りが発生した場合など。 体制はどのようにするのか。また、マニュアルや業務フローをどのように整備する予定か。	20点
		日常で突発的に発生する事件、事故等に、どう迅速に対応するか。 例えば、市民が窓口で暴れているなど。 体制はどのようにするのか。また、マニュアルや業務フローをどのように整備する予定か。	20点
	業務品質の維持向上及び効率化	業務品質の維持向上のためにどのような取り組みを実施するか。 例えば、各担当者のスキルアップのための教育体制や取り組みはどのようにになっているか。 また、苦情、クレームをどのように処理し、どう業務品質の向上に活かすか、など。	20点
		仕様書（案）について、業務品質や効率化に対し、効果が高いと見込まれる改善提案があれば記載してください。	50点
3. 地域性	市内外業者区分	市内業者かどうか。	市内業者又は市内扱い業者 10点
			準市内業者 5点
			上記以外の業者 0点
	市内業者の活用	下請け等により市内業者を積極的に活用する見込みがあるかどうか。	2社以上見込まれる。 10点
			1社見込まれる。 5点
			0社 0点
4. 金額		見積金額	提案者の相対評価 得点 = 配点 - 配点 × (提案額 - 最低提案額) / 最低提案額 ただし、小数点以下の端数が出る場合、総数点以下の端数は切り捨てとする。
			300点
		合 計	500点